

大和市告示第64号

大和市耐震診断義務対象建築物補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市耐震診断義務対象建築物補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市耐震診断義務対象建築物補助金交付要綱（平成27年大和市告示第71号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「費用」の次に「（耐震診断に関する標準外の業務として、市長が認めた追加的費用を含む。）」を加え、同条第2項中「補助金の額」を「耐震診断に要した費用」に、「算定し、それぞれ面積当たりの上限額を合計した額を補助金の上限額」を「算定した額の合計額に、1,540,000円を加算した額を上限」に改め、同条第3項を削る。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。